

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	暫定再任用職員（短時間勤務職員）及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	31

2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	40
第15表	職種別給与額等	41
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	48
第17表	職員給与と民間給与の較差	48
第18表	給与改定の状況	49
第19表	定期昇給の実施状況	49
第20表	学歴別初任給	50
第21表	初任給の改定状況	50
第22表	特別給の支給状況	51
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第24表	通勤手当の支給状況	52

3 生計費関係資料

第25表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）	53
------	------------------------	----

4 人事管理に関する報告関係資料

第26表	年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（令和5年度・令和6年度比較）	54
第27表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和5年度・令和6年度比較）	55
第28表	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数（令和6年度・令和7年度比較）	56
第29表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	58
第30表	育児休業の新規取得状況	59
第31表	男性の育児休業取得率	59
第32表	子の看護休暇の取得状況	59
第33表	時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況	59
第34表	在職死亡者及び長期療養者の状況	60
第35表	健康相談件数の状況	60

5 人事院勧告・報告関係資料

令和7年 人事院勧告・報告の概要	61
------------------	----

1 職員給与関係資料

令和7年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,291	42.2	19.8
行政職給料表	3,003	42.0	19.8
公安職給料表	1,188	38.4	17.5
教育職給料表(1)	1,510	45.9	23.1
教育職給料表(2)	3,201	42.0	19.2
研究職給料表	155	39.9	16.5
医療職給料表(1)	51	37.3	13.1
医療職給料表(2)	93	44.0	20.6
医療職給料表(3)	57	43.9	20.3
海事職給料表	33	42.8	21.9

(注) 1 企業局に勤務する職員(30人)、病院局に勤務する職員(1,388人)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の適用を受ける職員(72人)は含まれていない(以下第13表までにおいて同じ。)

2 再任用職員(455名:うち暫定再任用職員(フルタイム)294名、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員161名)は含まれていない(第10表及び第11表を除く。)

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第9項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第13表までにおいて同じ。)

4 「特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例」(令和7年鳥取県条例第1号)第7条第2項により給料月額が決定される鳥取方式短時間勤務職員は、含まれていない(以下第13表までにおいて同じ。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	85.0	4.0	11.0	0.0	56.9	43.1
行政職給料表	100.0	78.2	5.8	16.0	0.0	58.9	41.1
公安職給料表	100.0	54.7	3.2	42.1	0.0	86.9	13.1
教育職給料表(1)	100.0	95.2	2.5	2.3	—	53.8	46.2
教育職給料表(2)	100.0	99.0	1.0	0.0	—	45.6	54.4
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	71.6	28.4
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	62.8	37.3
医療職給料表(2)	100.0	73.1	26.9	0.0	—	40.9	59.1
医療職給料表(3)	100.0	14.0	86.0	—	—	1.8	98.3
海事職給料表	100.0	30.3	39.4	27.3	3.0	97.0	3.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	359,039 円
扶養手当	9,856
管理職手当	6,703
地域手当	731
その他の手当	10,677
合計	387,006

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、
 単身赴任手当（基礎額）及び特勤勤務手当等である（以下各表において同じ。）。

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	327,688 円	346,913 円
扶養手当	8,396	15,273
管理職手当	9,684	4,705
地域手当	943	225
その他の手当	7,404	6,742
合計	354,115	373,858

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	399,900 円	376,033 円
扶 養 手 当	10,744	8,996
管 理 職 手 当	4,260	5,758
地 域 手 当	0	24
そ の 他 の 手 当	11,385	10,721
合 計	426,289	401,532

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	321,607 円	423,775 円
扶 養 手 当	8,532	3,392
管 理 職 手 当	5,431	23,920
地 域 手 当	0	70,829
そ の 他 の 手 当	10,878	276,656
合 計	346,448	798,572

区分 給与種目	医療職給料表（2）適用職員	医療職給料表（3）適用職員
給 料	326,360 円	324,896 円
扶 養 手 当	7,903	7,447
管 理 職 手 当	5,139	2,451
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	8,153	8,740
合 計	347,555	343,534

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	357,336 円
扶 養 手 当	16,409
管 理 職 手 当	1,967
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	11,915
合 計	387,627

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数			
	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1 人	1,205 人	239 人	881 人	85 人
2 人	1,491 人	306 人	1,475 人	34 人
3 人	899 人	394 人	898 人	34 人
4 人	222 人	160 人	222 人	17 人
5 人	38 人	30 人	38 人	2 人
6人以上	7 人	5 人	7 人	5 人
計	3,862 人	1,134 人	3,521 人	177 人

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、23,711円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	74 人	31 人	0 人	1 人	7 人	2 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額										
	115 人	35,009 円									

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 16	人 57	人 169	人 156	人 24	人 199	人 2	人 4	人 114	人 20
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員					
受給者	人 9	人 40	人 138	人 58	人 17	人 1,023	円 60,878			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 108 (100.0%)	人 27 (25.0%)	人 19 (17.6%)	人 4 (3.7%)	人 0 (0.0%)	人 3 (2.8%)	人 3 (2.8%)	人 2 (1.9%)	人 50 (46.3%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 62,886	円 66,242	円 56,538	円 51,009	円 0	円 25,635	円 8,741	円 4,736	円 72,246

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,183 人
手当月額11,000円未満の受給者	2
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	928
手当月額27,000円の受給者	1,253
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,262 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	11 人	13,173 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	7,474 人
交通機関等のみを利用する者	314
交通用具のみを使用する者	7,054
交通機関等と交通用具を併用する者	106
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	22,615 円
交通用具の利用者1人当たり平均手当月額	7,455 円

第10表 暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	76		27		31	1	16		1		
公安職給料表	3					3					
教育職給料表(1)	97		97								
教育職給料表(2)	111		110	1							
研究職給料表	3	1	2								
医療職給料表(2)	2		2								
医療職給料表(3)	1				1						
海事職給料表	1					1					
給料表計	294										
60歳	1										
61歳	104										
62歳	82										
63歳	60										
64歳	47										
65歳	0										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表について同じ。)

第11表 暫定再任用職員（短時間勤務職員）及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	14		3		9	1	1				
公安職給料表	1					1					
教育職給料表(1)	54		54								
教育職給料表(2)	91		91								
医療職給料表(3)	1		1								
給料表計	161										
60歳	29										
61歳	32										
62歳	33										
63歳	40										
64歳	27										
65歳	0										

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1	1
2								4	
3								22	
4								9	5
5								9	10
6		1						9	2
7							1	5	
8									
9	5						1		1
10									
11									
12									
13							1		
14	7								
15	1	1	2	1					
16		1	2				1		
17		2	1				1		
18		3					4		
19	19	9	1				4		
20	1	5	2				4		
21	1	6	9	1			4		
22	1	50	5				3		
23	1	8	2				3		
24	14	7	1				2		
25	3	8	13						
26	3	3	6				2		
27		50	4		2				
28		5	7						
29	82	5	17				2		
30	1	13	5						
31	3	39	6			1			
32		7	4	2		3			
33	1	10	23	1	1	2	1		
34	80	11	4						
35		48	3	3					
36	4	3	5	1			1		
37	3	6	25		1	5	5		
38	1	6	5	3		7			
39	93	34	6	1	1	10			
40	8	8	11	2	4	11			
41	7	10	29	2	1	15			
42	3	6	8	1	7	18			
43	5	21	6	8	5	14			
44	49	2	17	3	3	14			
45	1	5	17	13	4	16			
46	6	4	9	7	4	23			
47	9	20	4	19	14	17			
48	3	7	10	15	14	15			
49	66	11	15	19	15	14			
50		7	3	12	18	10			
51		13	7	32	21	14			
52	1	1	11	33	24	18			
53		6	30	28	25	10			
54	2	2	7	23	21	12			
55		6	11	16	24	13			
56	1	5	16	13	12	8			
57	1	2	19	14	29	10			
58		3	15	10	17	9			
59	1	10	11	16	26	8			
60	1	3	26	3	14	6			
61	1	5	12	2	10	6			
62		3	11	1	8	4			
63	2	2	13	1	13	5			
64	1	3	20		8	2			
65		7	11		6				
66		1	9		13	1			
67	3	5	8		4	2			
68	1		20		12	3			
69		1	12		5	3			
70		1	13		2				
71	1	5	6		3				
72		1	14		5				

職務の級 号 給	職務の級								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73									
74									
75									
76									
77	1								
78									
79									
80									
81									
82									
83	1								
84									
85									
86	1								
87									
88									
89									
90									
91									
92	1								
93	1								
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	502	598	745	306	414	329	40	50	19

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
該当人員0の号給は空欄とした（以下同じ。）。

適用職員数	3,003人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									2
6									7
7	13								1
8	1								
9									
10									
11	7								
12									
13									
14	2								
15									
16									
17	6		1						
18	1								
19	2	8							
20		3							
21			1						
22	11								
23		6							
24	1	1							
25	2		1					1	
26			1						
27	13	10	1	1					
28	1	1							
29	3	13	3	2	1				
30		2	1					1	
31	11	16	2	2				1	
32	1	1			1			1	
33	6	2	3		1				
34	1	9		1					
35		16	2	2	1				
36		1						2	
37	1	5	5	4	1			2	
38	1	1						1	
39		20	5	5	3			1	
40	1	2					1		
41	1	4	4	3	2			4	
42		3	1	1			1		
43	2	9	3	2	1		4		
44			2		1		2		
45	1	7	7	2		1			
46	3		1		1	1	3		
47		15	2	4	3	1	4		
48					4		1		
49	1	4	9	3	3	2	4		
50				1			2		
51		7	18	5	5	4	3		
52		2	3	1		1	1		
53	1	7	8	7	2		5		
54		3	2	9	1		1		
55		5	8	7	3	3	2		
56		3	2	2	1		4		
57		9	8	13		5	1		
58		3	5	13	1	1			
59		11	9	14		3			
60		3	5	2	2	1			
61		2	17	8		4	1		
62			3	8	1	2	2		
63		1	10	16		2			
64				4	1	3	2		
65			8	11		4	3		
66			2	8		3	1		
67			8	12	2	4			
68			2	4		3			
69			6	9	1		10		
70			6	6		2			
71			9	11	1	1			
72			3	1		2			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73			4	12		1			
74				6					
75			2	9		1			
76			1	9		1			
77			1	12		2			
78			4	9		1			
79			1	3		1			
80			2	5					
81				5					
82				8		1			
83			1	4					
84				7					
85			1	9		2			
86				5					
87			1	5					
88				7					
89			1	11					
90			4	3					
91			1	3					
92				5					
93				8					
94				3					
95				5					
96				2					
97				4					
98			1	5					
99			1	1					
100				2					
101			1	2					
102				5					
103			1	4					
104				1					
105				1					
106			1	3					
107				3					
108				4					
109				6					
110				5					
111				2					
112				5					
113				6					
114				2					
115				2					
116				3					
117				2					
118				1					
119			1	2					
120				3					
121			1	27					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135			1						
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	94	215	230	460	44	63	58	14	10

適用職員数	1,188人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		15			
6					
7		5			2
8					1
9					1
10		7			2
11					2
12		5			1
13					2
14					4
15		21			3
16					3
17		6			2
18		1			4
19		2			1
20		14			
21					1
22		6			1
23					1
24		2			
25		18			
26					
27		8			
28					
29		18			1
30					
31		1			
32		2			
33		14			
34					
35		5			
36		1			
37	1	13			
38					
39		2			
40					
41		11		1	
42		2			
43		4		3	
44		2		6	
45	2	11		4	
46	2			7	
47		4		11	
48		1		6	
49	1	17		2	
50	1	3		7	
51		7		4	
52		3		1	
53	1	12		6	
54		2		4	
55		8		4	
56	2	1		3	
57		18			
58		5		2	
59		7			
60		1	1	1	
61		16	1		
62		1			
63		9	2		
64		2		1	

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
65	1	16	3		
66		5	2		
67		9	2		
68		1	3		
69	1	19	1		
70		4	5		
71		7	2		
72		6	6		
73		12	4		
74		5	7		
75		7	3		
76		10	2		
77	2	8	6		
78		5	2		
79		16	4		
80		10	3		
81		18	2		
82		3	2		
83	1	11			
84		5			
85		13	1		
86		4			
87		6	1		
88		9			
89		16			
90	1	5			
91		4	1		
92		7			
93		18			
94		6			
95		14			
96	1	11			
97		26			
98		6			
99	1	14			
100		12			
101		29			
102		7			
103		12			
104		7			
105	1	17			
106	1	6			
107	1	13			
108		9			
109		24			
110		7			
111		14			
112		8			
113		24			
114		6			
115		20			
116		16			
117		19			
118		15			
119		25			
120		12			
121		32			
122		14			
123		18			
124		22			
125		41			
126		21			
127		57			
128		16			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		37			
130		13			
131		39			
132		15			
133		11			
134		15			
135		1			
136		3			
137		11			
138					
139					
140					
141					
142	1				
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	22	1,317	66	73	32

適用職員数	1,510人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					11
7					15
8					27
9					18
10					20
11					12
12					13
13					13
14					11
15					9
16					4
17		72			3
18					
19		15			5
20					
21		2			1
22		81			2
23					
24		6			
25		1			
26		1			2
27		89			1
28		1			
29		16			
30		1			
31					
32		62			
33					
34		15			
35					
36					
37		59			
38		1			
39		19			
40		2			
41		52			
42					
43		24			
44		10			
45		47			
46		3			
47		16			
48		4			
49		54			
50		1			
51		21			
52		7			
53		64			
54		1		1	
55		22			
56		9	3	1	
57		51			
58		2		1	
59		14	1	1	
60		2			
61		55		1	
62		5	3	1	
63		21	1	5	
64		5	3	6	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		59		14	
66		1	4	9	
67		20	1	18	
68		6	1	19	
69		56	3	10	
70		8	1	9	
71		9	1	24	
72		5	2	19	
73		58	2	10	
74		4	2	10	
75		17	1	7	
76		12	1	4	
77		45		3	
78		5	1	4	
79		11	1	1	
80		13	1	2	
81		53		2	
82		6		1	
83		17		1	
84		9			
85		32			
86		8			
87		23			
88		7			
89		36			
90		7			
91		13			
92		11			
93		35			
94		7			
95		13			
96		9			
97		33			
98		8			
99		14			
100		16			
101		33			
102		11			
103		19			
104		15			
105		20			
106		4			
107		19			
108		10			
109		41			
110		8			
111		21			
112		15			
113		43			
114		7			
115		16			
116		11			
117		40			
118		10			
119		13			
120		8			
121		36			
122		18			
123		21			
124		26			
125		32			
126		13			
127		22			
128		33			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
129		38			
130		20			
131		29			
132		45			
133		52			
134		41			
135		51			
136		40			
137		53			
138		33			
139		60			
140		26			
141		56			
142		29			
143		38			
144		10			
145		3			
146					
147		5			
148		3			
149		1			
計	0	2,817	33	184	167

適用職員数	3,201人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	6				
30	1			2	
31					
32				2	
33					
34	6				
35					
36	1		1	1	
37					
38			1		
39	5		1	1	
40		1	1		
41	1		1		
42			4		
43			1	1	
44	8	2			
45				1	
46	3		1		
47		1			
48			2	1	
49	3		1	2	
50	1		1		
51	2				
52				1	
53			2		
54			1		
55	2	1	1		
56	1		4	1	
57			1	1	
58		2			
59	3	1			
60		1			
61	2	2			
62		2	1		
63	1		1		
64	1	2	2		
65					
66	1	1			
67	2	1			
68		2			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
69	1				
70		1			
71	3	1			
72		1			
73					
74	2				
75	2				
76			1		
77					
78					
79	1				
80		1			
81	2				
82					
83	1	1			
84			1		
85		1	1		
86					
87	1				
88					
89	1				
90	1	1			
91	2				
92					
93		1	1		
94					
95	1	1			
96					
97					
98		1			
99	1				
100	1	1			
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109	1				
110					
111					
112					
113					
114	2				
115					
116					
117	1				
118					
119					
120		1			
121	1	2			
122					
123					
124	1				
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	人	人	人	人	人
141 142 143 144					
145 146 147 148					
149 150 151 152					
計	76	33	32	14	0

適用職員数	155人
-------	------

医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				2
5				1
6				2
7				1
8				
9				
10				
11		1		
12				
13				
14				
15		2	1	
16		1		
17	7			
18				
19				
20				
21	8			
22				
23			1	
24				
25	8			
26		1		
27				
28				
29	1			
30				
31				
32				
33	2			
34				
35				
36				
37	1			
38				
39				
40				
41	4			
42				
43				
44			1	
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65			5	
66				

職務の級 号 給	1	2	3	4
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
計	31	5	9	6

適用職員数	51人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		2					
16							
17							1
18							
19							
20		3					
21							
22							1
23							
24							
25		1					
26	1						
27		1					
28							
29							
30						1	
31	1	2				1	
32							
33							
34							
35					1		
36							
37							
38					1		
39							
40							
41					1		
42		1	1				
43		1			1		
44		1					
45							
46		1					
47		1					
48					1		
49					2		
50					1	1	
51							
52				1	1		
53						3	
54		1			3		
55		2		1			
56			1	1			
57			1	2			
58					1		
59		3	1	1			
60			1	1			
61			1				
62							
63							
64			1				
65				2			
66				1	2		
67		1					
68							

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
計	2	34	8	24	17	6	2

適用職員数	93人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		5					
25							
26							
27							
28							
29		3					
30							
31							
32							
33							
34		1					
35							
36							
37						1	
38							
39							
40							
41							
42							
43		1					
44							
45							
46		1					
47		1					
48							
49							
50							
51		1					
52			1				
53							
54		1					
55			1				
56			1				
57							
58							
59		1					
60			1				
61							
62							
63		1			1		
64		1					
65							
66			1				
67							
68			1				
69							
70		1					
71							
72							
73							
74		1		1			
75				1	1		
76							
77			1				
78			1				
79				1			
80			1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81		2		1			
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88			1				
89		1	1				
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97				3			
98		1					
99							
100							
101							
102							
103							
104				1			
105							
106		1					
107		1					
108							
109							
110							
111							
112		1	1				
113							
114		1					
115							
116							
117							
118		1					
119							
120							
121			1				
122							
123		1					
124							
125							
126							
127							
128		1					
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135		1					
136							
137							
138							
139		1					
140							
141							
142		1					
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	33	13	8	2	1	0

適用職員数	57人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20				1	
21					
22					
23		1			
24					
25					
26	1				
27		1			
28				1	
29					
30			1		
31					
32			1		
33					
34					
35				1	
36					
37					
38					
39				1	
40				1	
41					
42			1		
43					
44	1		1		1
45					
46			1		
47		1			
48			1		
49		1			
50					
51		1		1	
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60		1	1		
61				1	
62					
63					
64					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71		1			
72		1			
73			1		
74					
75		1			
76					
77		1			
78					
79					
80					
81		1			
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97		1	1		
98					
99					
100					
101		1			
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	2	14	9	7	1

適用職員数	33人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	5									5
19歳	7									7
20歳	19									19
21歳	16									16
22歳	70									70
23歳	89	1								90
24歳	100									100
25歳	62	1								63
26歳	84	1								85
27歳	24	50								74
28歳	4	66								70
29歳	4	47								51
30歳		65	1							66
31歳	3	57	1							61
32歳	2	44	21							67
33歳	1	33	22				1			57
34歳	2	34	32	1			1			70
35歳		35	37							72
36歳	1	21	41							63
37歳	1	14	30							45
38歳		11	34							45
39歳		14	40							54
40歳		12	47							59
41歳	1	10	49	12						72
42歳		5	51	9						65
43歳		4	27	25	2					58
44歳	1	8	34	17	15		1	1		77
45歳	2	5	37	25	16					85
46歳		4	26	24	25				1	80
47歳		5	23	28	27	5				88
48歳		7	18	23	33	11				92
49歳	1	1	26	31	22	10				91
50歳		1	12	21	33	12				79
51歳		3	21	30	29	23	1			107
52歳		7	17	16	28	32	1	1		102
53歳		8	20	16	34	40	3	4	1	126
54歳		6	20	12	27	27	5	3		100
55歳		4	13	5	30	37	2	7	1	99
56歳		3	13	7	29	33	6	10	1	102
57歳		5	13	2	24	34	4	11	2	95
58歳	1	4	8		19	31	7	6	6	82
59歳		1	10	2	21	34	8	7	6	89
60歳以上	2	1	1						1	5
計	502	598	745	306	414	329	40	50	19	3,003

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	13									13
19歳	8									8
20歳	8									8
21歳	12									12
22歳	17	7								24
23歳	15	7								22
24歳	4	25	1							30
25歳	3	26	2							31
26歳	3	29	4							36
27歳	4	21	6							31
28歳	3	29	10							42
29歳	2	16	6	1						25
30歳		13	12							25
31歳		16	14	6						36
32歳	1	10	25	4						40
33歳	1	7	23	7						38
34歳		1	28	6						35
35歳		2	18	11	1					32
36歳		4	22	16	1					43
37歳		1	12	24	3					40
38歳		1	8	31	2					42
39歳			10	34	3					47
40歳			5	32	4					41
41歳			4	25	5	2		1		37
42歳			3	24	8	4				39
43歳			3	25	4	6	3			41
44歳			1	19	4	8	5			37
45歳			2	31	3	5	1			42
46歳			3	23	2	4	3			35
47歳			3	25	1	6	2			37
48歳				21		5	4			30
49歳			1	9	1	7	6	1		25
50歳			1	13	1	3	9	2		29
51歳			1	8	1		4	1		15
52歳				8		3	1	2		14
53歳				16		1	2	1		20
54歳			1	12		2	3	1		19
55歳				11			3	2	4	20
56歳			1	5		2	2	1	2	13
57歳				2			2	1	3	8
58歳				4			3			7
59歳				7		5	5	1	1	19
60歳以上										
計	94	215	230	460	44	63	58	14	10	1,188

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		15				15
23歳		12				12
24歳		26				26
25歳	1	25				26
26歳	1	26				27
27歳	1	24				25
28歳	2	17				19
29歳	1	16				17
30歳	1	16				17
31歳	2	21				23
32歳	1	21				22
33歳		25				25
34歳	1	24				25
35歳		19				19
36歳	3	24				27
37歳		25				25
38歳		16				16
39歳		26				26
40歳	2	31				33
41歳	2	28				30
42歳	1	32				33
43歳		38				38
44歳		46	1			47
45歳		63				63
46歳		46	1	1		48
47歳		55	5	1		61
48歳	1	41	5	1		48
49歳		50	6	1		57
50歳	1	56	7	5		69
51歳		49	10	4		63
52歳	1	55	10	8		74
53歳		61	9	4	1	75
54歳		60	3	9	2	74
55歳		47	2	9	3	61
56歳		35	1	10	2	48
57歳		57	3	11	6	77
58歳		44		3	8	55
59歳		44	3	6	10	63
60歳以上		1				1
計	22	1,317	66	73	32	1,510

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
18歳	人	人	人	人	人	人
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		72				72
23歳		94				94
24歳		102				102
25歳		80				80
26歳		78				78
27歳		69				69
28歳		77				77
29歳		73				73
30歳		89				89
31歳		88				88
32歳		66				66
33歳		94				94
34歳		74				74
35歳		76				76
36歳		87				87
37歳		87				87
38歳		57				57
39歳		57				57
40歳		71				71
41歳		61				61
42歳		82				82
43歳		52				52
44歳		69	1			70
45歳		77	2			79
46歳		78	1			79
47歳		68	3	2		73
48歳		73	4	4		81
49歳		68	7	16		91
50歳		92	5	11		108
51歳		62	2	9	5	78
52歳		69	3	23	1	96
53歳		69	2	30	1	102
54歳		70	1	25	13	109
55歳		60	1	21	17	99
56歳		59		20	16	95
57歳		80	1	8	38	127
58歳		61		10	38	109
59歳		76		5	38	119
60歳以上						
計	0	2,817	33	184	167	3,201

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	3					3
23歳	8					8
24歳	8					8
25歳	10					10
26歳	6					6
27歳	2					2
28歳	2					2
29歳	5					5
30歳	6					6
31歳	3					3
32歳	5					5
33歳	2	1				3
34歳	1					1
35歳	4	1				5
36歳	2	3				5
37歳	2					2
38歳		1				1
39歳		1				1
40歳	1	5				6
41歳	1	3				4
42歳		1	1			2
43歳	1	2				3
44歳	1	4				5
45歳		1				1
46歳	2					2
47歳		1	2			3
48歳			3			3
49歳	1	3	1			5
50歳			3			3
51歳			4			4
52歳			4	2		6
53歳		2	3	3		8
54歳			3	2		5
55歳		2	3	2		7
56歳			3	2		5
57歳		1	1	2		4
58歳		1				1
59歳			1	1		2
60歳以上						
計	76	33	32	14	0	155

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳 19歳					
20歳 21歳 22歳 23歳 24歳	1				1
25歳 26歳 27歳 28歳 29歳	5 9 3 6 1				5 9 3 6 1
30歳 31歳 32歳 33歳 34歳	3 2 1	1 1 1			3 2 2 1 1
35歳 36歳 37歳 38歳 39歳		1 1	1		1 2
40歳 41歳 42歳 43歳 44歳			1		1
45歳 46歳 47歳 48歳 49歳			1		1
50歳 51歳 52歳 53歳 54歳			1	1	1 1
55歳 56歳 57歳 58歳 59歳			1 1		1 1
60歳以上			3	5	8
計	31	5	9	6	51

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳	1							1
23歳		2						2
24歳		2						2
25歳		1						1
26歳		3						3
27歳		2						2
28歳								
29歳		1						1
30歳		1						1
31歳		1						1
32歳		2						2
33歳		1						1
34歳		1						1
35歳		1						1
36歳		2						2
37歳	1	2	1					4
38歳		3	1					4
39歳			2					2
40歳								
41歳		2						2
42歳			1	5				6
43歳		2		1				3
44歳		2	1	2	1			6
45歳				2				2
46歳				2	3			5
47歳			1		2			3
48歳					1			1
49歳				3	2			5
50歳					3			3
51歳				3				3
52歳				1	1	1		3
53歳		1			2	1		4
54歳		1				1	1	3
55歳					1			1
56歳				2		1		3
57歳				1	1	2		4
58歳								
59歳			1	2			1	4
60歳以上		1						1
計	2	34	8	24	17	6	2	93

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳		4						4
25歳		3						3
26歳		1						1
27歳								
28歳								
29歳		1						1
30歳		1						1
31歳								
32歳		3						3
33歳								
34歳								
35歳		1						1
36歳		1						1
37歳		1	1					2
38歳			1					1
39歳								
40歳		2	1					3
41歳		1	1					2
42歳		1	1					2
43歳								
44歳			1					1
45歳		1		1				2
46歳		1						1
47歳		1	2	1				4
48歳		1		1				2
49歳			1					1
50歳		1	1					2
51歳		1	1					2
52歳				4				4
53歳					1			1
54歳		2						2
55歳		2						2
56歳			1					1
57歳		2		1	1			4
58歳		1	1					2
59歳						1		1
60歳以上								
計	0	33	13	8	2	1	0	57

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳	1					1
24歳						
25歳	1					1
26歳		1				1
27歳		1				1
28歳						
29歳						
30歳						
31歳						
32歳		1				1
33歳						
34歳			1			1
35歳		1				1
36歳		1				1
37歳		1				1
38歳				1		1
39歳		2	1			3
40歳		1	1			2
41歳		1	1	1		3
42歳						
43歳			1			1
44歳			1			1
45歳		1				1
46歳			1			1
47歳			1			1
48歳						
49歳						
50歳						
51歳				1		1
52歳			1	1		2
53歳				1	1	2
54歳						
55歳		1				1
56歳		2		1		3
57歳				1		1
58歳						
59歳						
60歳以上						
計	2	14	9	7	1	33

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の結果

令和7年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）」に分類された240事業所の中から無作為に抽出した133事業所（うち13事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模		規模計				
	規模計	3,000人以上	1,000人 ～2,999人	500人 ～999人	100人 ～499人	50人～99人	
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	—	—	—	—	1	
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	6	1	—	—	3	2	
製 造 業	52	1	4	4	28	15	
電気・ガス・熱供給・水道業 情 報 通 信 業 運 輸 業 、 郵 便 業	15	5	1	1	7	1	
卸 売 業 、 小 売 業	3	—	—	—	2	1	
金 融 業 、 保 険 業 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	4	1	2	—	1	—	
教 育 、 学 習 支 援 業 医 療 、 福 祉 サ ー ビ ス 業	39	4	2	13	17	3	
合 計	120	12	9	18	58	23	

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計 (100人以上)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10	53.7	688,619	96	688,523	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	52.3	740,083	83	740,000	
	短 大 卒	2	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	7	54.5	760,758	21,973	738,785	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	55.5	907,474	0	907,474	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	53.5	618,061	43,344	574,717	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	44	53.6	549,032	1,159	547,873	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	28	52.9	556,120	1,833	554,287	
	短 大 卒	7	53.8	471,619	0	471,619	
	高 校 卒	9	55.3	581,720	23	581,697	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	54	54.8	631,059	631	630,428	
	大 学 卒	28	53.7	641,660	431	641,229	
	短 大 卒	9	53.1	666,496	1,743	664,753	
	高 校 卒	17	57.4	596,708	376	596,332	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	20	49.5	496,828	5,277	491,551	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	14	48.5	471,821	5,455	466,366		
短 大 卒	3	53.2	474,903	11,096	463,807		
高 校 卒	3	50.3	611,559	0	611,559		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	20	52.2	687,392	36,982	650,410		
大 学 卒	11	50.7	680,808	19,513	661,295		
短 大 卒	3	49.1	694,087	59,163	634,924		
高 校 卒	6	56.5	696,297	58,366	637,931		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	68	50.1	470,829	7,975	462,854	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	28	49.4	468,616	5,318	463,298		
短 大 卒	9	51.1	404,196	53	404,143		
高 校 卒	31	50.5	493,312	13,033	480,279		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	112	50.5	588,508	32,481	556,027		
大 学 卒	43	48.1	562,310	8,054	554,256		
短 大 卒	21	50.9	571,513	37,000	534,513		
高 校 卒	46	52.6	617,423	53,818	563,605		
中 学 卒	2	*	*	*	*		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている(第15表共通)。
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である(第15表共通)。
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大学卒	39	49.1	466,923	34,579	432,344	
	短大卒	12	48.3	500,861	28,885	471,976	
	高校卒	5	48.7	424,204	20,980	403,224	
	中学卒	22	49.7	458,940	40,441	418,499	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	48	50.2	556,061	18,805	537,256	
	大学卒	29	50.1	583,762	23,079	560,683	
	短大卒	10	50.1	516,991	13,674	503,317	
	高校卒	9	50.3	514,188	11,303	502,885	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	198	46.2	415,894	50,930	364,964	係の長又は係長級専門職
	大学卒	83	43.5	410,976	51,698	359,278	
	短大卒	27	48.7	426,462	47,079	379,383	
	高校卒	88	48.0	417,395	51,398	365,997	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	162	48.2	534,483	88,928	445,555	
	大学卒	64	47.5	492,209	73,587	418,622	
	短大卒	24	48.5	515,566	76,785	438,781	
	高校卒	73	48.9	588,086	109,916	478,170	
中学卒	1	*	*	*	*		
事務主任	225	45.3	367,989	41,832	326,157	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
大学卒	83	41.8	363,444	40,248	323,196		
短大卒	51	44.2	343,128	35,985	307,143		
高校卒	90	48.8	385,571	46,738	338,833		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術主任	182	46.4	440,219	58,679	381,540		
大学卒	69	45.6	428,741	58,148	370,593		
短大卒	29	42.6	397,882	53,070	344,812		
高校卒	84	48.1	461,475	60,588	400,887		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	765	39.6	288,475	25,699	262,776		
大学卒	281	36.2	293,692	28,080	265,612		
短大卒	143	41.1	283,983	25,875	258,108		
高校卒	339	41.7	285,968	23,547	262,421		
中学卒	2	*	*	*	*		
技術係員	534	38.2	324,143	33,554	290,589		
大学卒	197	36.6	328,471	30,678	297,793		
短大卒	71	35.2	319,035	39,650	279,385		
高校卒	265	40.0	322,305	34,272	288,033		
中学卒	1	*	*	*	*		

(注) 4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)	
支 店 長	9	53.3	727,874	111	727,763	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	4	55.5	907,474	0	907,474	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	19	54.7	552,784	13	552,771	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	18	54.4	720,502	1,803	718,699	
事 務 部 次 長	5	53.5	548,931	0	548,931	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	15	54.2	749,896	50,610	699,286	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	30	51.2	543,525	3,872	539,653	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	58	50.5	718,530	70,457	648,073	
事 務 課 長 代 理	22	49.2	542,386	39,704	502,682	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	40	51.1	590,795	12,740	578,055	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
事 務 係 長	100	47.9	480,209	66,137	414,072	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	111	50.1	600,530	110,143	490,387	
事 務 主 任	110	45.4	416,981	56,678	360,303	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	89	46.3	496,112	80,351	415,761	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	308	39.6	323,401	33,632	289,769	
技 術 係 員	267	37.3	349,282	41,760	307,522	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	3	53.5	618,061	43,344	574,717	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	25	52.9	546,651	1,886	544,765	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	36	55.0	594,739	154	594,585	
事 務 部 次 長	15	48.3	481,464	6,834	474,630	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	5	46.8	518,285	112	518,173	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	38	49.4	417,801	10,968	406,833	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	54	50.4	479,792	729	479,063	
事 務 課 長 代 理	17	49.1	378,011	28,541	349,470	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	8	45.5	387,121	48,304	338,817	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
事 務 係 長	98	44.5	353,710	36,227	317,483	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	51	43.9	377,049	38,359	338,690	
事 務 主 任	115	45.2	325,801	29,048	296,753	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	93	46.4	405,344	45,156	360,188	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	457	39.6	267,187	20,863	246,324	
技 術 係 員	267	39.0	300,688	25,898	274,790	

4 【参考】規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	9	53.9	484,876	401	484,475	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	5	50.9	414,716	3,127	411,589	
事 務 部 次 長	1	*	*	*	*	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	4	48.5	366,731	29,464	337,267	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	7	47.9	380,316	21,768	358,548	
事 務 課 長 代 理	1	*	*	*	*	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職
技 術 課 長 代 理	4	45.8	334,003	24,704	309,299	中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	29	42.0	378,317	57,915	320,402	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	4	46.5	323,429	24,429	299,000	
事 務 主 任	24	39.6	314,116	33,860	280,256	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	12	43.8	278,511	15,751	262,760	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	102	41.1	268,577	17,890	250,687	
技 術 係 員	53	34.9	261,891	21,872	240,019	

その2 その他の職種
規模計 (100人以上)

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支 給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研究 員	1	*	*	*	*	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	2	*	*	*	*	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	-
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	1	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	2	*	*	*	*	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	2	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	4	40.8	316,795	8,680	308,115	
	診療放射線技師	14	41.1	317,782	24,292	293,490	
	臨床検査技師	10	48.4	284,232	27,418	256,814	
栄 養 士	14	38.9	245,339	4,929	240,410		

規模計 (100人以上)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
医療関係職種	理学療法士	63	34.9	270,312	6,470	263,842	
	作業療法士	42	34.7	252,298	6,725	245,573	
	総看護師長	3	58.8	491,176	9,498	481,678	部下に看護師長5人以上
	看護師長	58	49.3	412,941	47,408	365,533	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	141	39.8	322,320	39,554	282,766	
	准看護師	48	50.8	301,038	41,349	259,689	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	2	*	*	*	*	
	高等学校教諭	23	42.2	427,436	2,368	425,068	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種	
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
9級	支店長、工場長 部長、部次長	
8級	課 長	支店長、工場長
7級		部長、部次長
6級	課長代理	課 長
5級		
4級	係 長	課長代理
3級		係 長
2級	主任	主任
1級	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	給与の較差 ①-② ($\frac{①-②}{②} \times 100$)
366,799円	356,614円	10,185円 (2.86%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者、県外事務所に勤務する者は含まれていない。
- 3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職 段階	項目		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	企業規模					
係 員	100人以上		68.9	1.8	1.8	27.5
	【参考】 50人以上 100人未満		53.7	4.9	0.0	41.4
課 長 級	100人以上		63.7	1.8	1.8	32.7
	【参考】 50人以上 100人未満		43.9	4.9	0.0	51.2

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
	企業規模			増 額	減 額	変化なし			
係 員	100人以上		93.8	92.8	20.2	7.7	64.8	1.0	6.2
	【参考】 50人以上 100人未満		89.2	89.2	32.4	5.4	51.3	0.0	10.8
課 長 級	100人以上		87.0	86.0	16.6	7.7	61.7	1.0	13.0
	【参考】 50人以上 100人未満		83.8	78.4	21.6	5.4	51.3	5.4	16.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	236,700
	短 大 卒	204,670
	高 校 卒	188,558

- (注) 1 採用のある事業所について平均したものである。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 企業規模	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
			増 額	据 置	減 額	
			大学卒	規模計 (100人以上)	17.7	
大学卒	500人以上	22.6	(77.9)	(22.1)	(0.0)	77.4
	100人以上 500人未満	14.7	(84.7)	(15.3)	(0.0)	85.3
	【参考】 50人以上 100人未満	5.3	(100.0)	(0.0)	(0.0)	94.7
	高校卒	規模計 (100人以上)	26.3	(78.8)	(21.2)	(0.0)
高校卒	500人以上	30.1	(75.1)	(24.9)	(0.0)	69.9
	100人以上 500人未満	24.0	(81.5)	(18.5)	(0.0)	76.0
	【参考】 50人以上 100人未満	34.2	(71.4)	(28.6)	(0.0)	65.8

- (注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			【参考】 50人以上 100人未満
	規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	
下半期	2.34	2.51	2.22	2.43
上半期	2.13	2.20	2.08	1.55
年間の計	4.47	4.71	4.30	3.98

(注) 1 下半期は令和6年8月から令和7年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計 (100人以上)	59.2	40.8	58.7	41.3	61.2	38.8
500人以上	56.8	43.2	58.2	41.8	66.0	34.0
100人以上500人未満	60.8	39.2	58.9	41.1	58.2	41.8
【参考】 50人以上100人未満	38.8	61.2	45.2	54.8	42.6	57.4

第24表 通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
100.0	(16.1)	(71.3)	(0.9)	(11.7)	0.0

- (注) 1 ()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2において同じ。)

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
35.0	(30.6)	(69.4)	(0.0)	(0.0)	65.0

- (注) ()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

3 生計費関係資料

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	32,980	44,550	56,980	69,410	81,840
住居関係費	43,030	55,880	46,630	37,380	28,130
被服・履物費	4,860	3,500	5,560	7,640	9,700
雑費 I	25,110	36,750	51,180	65,610	80,190
雑費 II	10,980	17,890	23,410	28,880	34,400
計	116,960	158,570	183,760	208,920	234,260

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・令和7年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

4 人事管理に関する報告関係資料

第26表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合
(令和5年度・令和6年度比較)

(単位:人)

区 分		年360時間以下の職員数		年360時間を超える職員数		うち年720時間を超える職員数	
		R6	R5	R6	R5	R6	R5
知事部局	本庁	896 (80.4%)	1,020 (83.7%)	219[0] (19.6%)	199[55] (16.3%)	29[0] (2.6%)	21[6] (1.7%)
		0 (0%)	17 (94.4%)	0[0] (0%)	1[0] (5.6%)	0[0] (0%)	0[0] (0.0%)
	本庁以外	1,253 (96.2%)	605 (96.5%)	49[0] (3.8%)	22[8] (3.5%)	1[0] (0.1%)	2[1] (0.3%)
		37 (50.7%)	521 (84.9%)	36[0] (49.3%)	93[6] (15.1%)	7[0] (9.6%)	14[2] (2.3%)
	全体	2,149 (88.9%)	1,625 (88.0%)	268[0] (11.1%)	221[63] (12.0%)	30[0] (1.2%)	23[7] (1.2%)
		37 (50.7%)	538 (85.1%)	36[0] (49.3%)	94[6] (14.9%)	7[0] (9.6%)	14[2] (2.2%)
教育委員会 (学校教員以外)	特別支援学校	41 (100%)	39 (100%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	高等学校	135 (100%)	138 (99.3%)	0[0] (0.0%)	1[0] (0.7%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
	教育委員会事務局	191 (88.0%)	183 (80.3%)	26[0] (12.0%)	45[0] (19.7%)	1[0] (0.5%)	4[0] (1.8%)
	全体	367 (93.4%)	360 (88.7%)	26[0] (6.6%)	46[0] (11.3%)	1[0] (0.3%)	4[0] (1.0%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援学校	586 (92.0%)	583 (91.1%)	51[0] (8.0%)	57[0] (8.9%)	1[0] (0.2%)	1[0] (0.2%)
	高等学校	930 (82.2%)	946 (84.0%)	202[0] (17.8%)	180[0] (16.0%)	1[0] (0.1%)	5[0] (0.4%)
	全体	1,516 (85.7%)	1,529 (86.6%)	253[0] (14.3%)	237[0] (13.4%)	2[0] (0.1%)	6[0] (0.3%)
警察本部	本部	53 (100%)	53 (98.1%)	0[0] (0.0%)	1[1] (1.9%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
		391 (83.0%)	381 (83.7%)	80[24] (17.0%)	74[6] (16.3%)	3[3] (0.6%)	0[0] (0.0%)
	本部以外	—	—	—	—	—	—
		621 (76.0%)	637 (76.8%)	196[10] (24.0%)	192[19] (23.2%)	7[7] (0.9%)	0[0] (0.0%)
	全体	53 (100%)	53 (98.1%)	0[0] (0.0%)	1[1] (1.9%)	0[0] (0.0%)	0[0] (0.0%)
		1,012 (78.6%)	1,018 (79.3%)	276[34] (21.4%)	266[25] (20.7%)	10[10] (0.8%)	0[0] (0.0%)

- (注) 1 []内は各区分の職員数に対する、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第2項）。以下同じ。）の処理が原因となって上限時間を超えて時間外勤務を行った職員の内数である。
- 2 ()内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。
- 3 教育委員会（学校教員）については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。
- 4 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
- 5 表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第10条の2第1項第2号に規定する部署。この項及び第27表並びに第28表において「他律的部署」という。）、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
- 6 令和6年度の年360時間以下の職員数及び360時間を超える職員数は、令和6年度末の実績により算出しているため、これらを合算した職員数は第27表及び第28表の職員数と必ずしも一致しない。

第27表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数 (令和5年度・令和6年度比較)

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		月45時間を超える職員数				うち月100時間以上の職員数			
				R6		R5		R6		R5	
		R6	R5	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知事局	本 庁	1,099 0	1,074 10	397 0	1,243 0	466 6	1,173 9	54 0	108 0	53 0	93 0
	本 庁 以 外	1,296 70	755 616	120 41	213 230	44 166	90 581	2 3	4 8	4 15	24 34
	全 体	2,395 70	1,829 626	517 41	1,456 230	510 172	1,263 590	56 3	112 8	57 15	117 34
教育委員会	特別支援学校	41	40	1	1	0	0	0	0	0	0
	高等学校	138	138	0	0	2	2	0	0	0	0
	教育委員会事務局	217	228	36	107	55	199	4	5	3	5
	全 体	396	406	37	108	57	201	4	5	3	5
警 察 本 部	本 部	72 423	82 411	1 124	1 319	1 117	1 279	0 0	0 0	0 0	0 0
	本 部 以 外	0 805	0 819	0 284	0 773	0 282	0 793	0 0	0 0	0 0	0 0
	全 体	72 1,228	82 1,230	1 408	1 1,092	1 399	1 1,072	0 0	0 0	0 0	0 0

2 特例業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		月45時間を超える職員数				うち月100時間以上の職員数			
				R6		R5		R6		R5	
		R6	R5	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
知 事 局	本 庁	1,099	1,084	0	0	15	22	0	0	1	1
	本 庁 以 外	1,366	1,371	1	1	9	15	0	0	0	0
	全 体	2,465	2,455	1	1	24	37	0	0	1	1
教 育 委 員 会	特別支援学校	41	40	0	0	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	138	138	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	217	228	0	0	1	2	0	0	0	0
	全 体	396	406	0	0	1	2	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	495	493	17	24	24	27	17	24	10	10
	本 部 以 外	805	819	11	11	24	31	11	11	5	5
	全 体	1,300	1,312	28	35	48	58	28	35	15	15

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
 4 職員数は、令和6年4月の勤務実績をもとに算出(年度途中で他律的部署として指定された部署については、年度当初から他律的部署の人数に含める。)しているため、第26表及び第28表の職員数と必ずしも一致しない。

第28表 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数
(令和6年度・令和7年度比較)

1 特例業務以外の業務により上限を超える時間外勤務を行った職員数

(1) 月45時間を超える時間外勤務を行った職員数 (単位：人)

区 分		職員数		4月		5月		6月	
		R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6
知 事 局	本 庁	1,120	1,065	126	119	133	109	119	75
		0	18	0	0	0	1	0	0
	本 庁 以 外	1,274	1,309	21	42	13	15	7	16
		70	70	15	20	20	26	20	24
全 体	2,394	2,374	147	161	146	124	126	91	
	70	88	15	20	20	27	20	24	
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	135	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	227	216	15	11	12	13	6	7
	全 体	400	393	15	11	12	13	6	7
警 察 本 部	本 部	79	73	0	0	0	0	0	0
		430	423	36	30	19	19	20	17
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0
		823	805	71	82	75	58	69	75
全 体	79	73	0	0	0	0	0	0	
	1,253	1,228	107	112	94	77	89	92	

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6
知 事 部 局	本 庁	1,120	1,065	4	2	6	5	5	3
		0	18	0	0	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,274	1,309	2	1	0	3	0	0
		70	70	1	0	3	1	1	1
全 体	2,394	2,374	6	3	6	8	5	3	
	70	88	1	0	3	1	1	1	
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	135	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	227	216	0	1	0	1	0	0
	全 体	400	393	0	1	0	1	0	0
警 察 本 部	本 部	79	73	0	0	0	0	0	0
		430	423	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	0	0	0	0	0	0	0	0
		823	805	0	0	0	0	0	0
全 体	79	73	0	0	0	0	0	0	
	1,253	1,228	0	0	0	0	0	0	

2 特例業務により上限を超える時間外を行った職員数

(1) 月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6
知 事 部 局	本 庁	1,120	1,083	0	0	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,344	1,379	0	0	0	0	0	0
	全 体	2,464	2,462	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	135	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	227	216	0	0	0	0	0	0
	全 体	400	393	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	509	496	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	823	805	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,332	1,301	0	0	0	0	0	0

(2) 月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数

(単位：人)

区 分		職員数		4 月		5 月		6 月	
		R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6
知 事 部 局	本 庁	1,120	1,083	0	0	0	0	0	0
	本 庁 以 外	1,344	1,379	0	0	0	0	0	0
	全 体	2,464	2,462	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	特別支援学校	42	42	0	0	0	0	0	0
	高 等 学 校	131	135	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	227	216	0	0	0	0	0	0
	全 体	400	393	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部	本 部	509	496	0	0	0	0	0	0
	本 部 以 外	823	805	0	0	0	0	0	0
	全 体	1,332	1,301	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 1の表中の2段書きの欄は、下段が他律的部署、上段が他律的部署以外の部署の人数である。
 4 職員数は、4月1日時点のものであるため、第26表及び第27表の職員数と必ずしも一致しない。

第29表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

(単位：時間)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知 事 部 局	150	182	204	163	158
うち本庁	185	227	267	209	213
地方機関	121	149	156	128	115
教 育 委 員 会	132	127	141	143	120
うち事務局	191	186	208	214	177
高等学校	39	45	51	46	44
特別支援学校	70	69	51	41	38
警 察 本 部	186	199	211	216	222
うち本部	153	168	175	187	194
本部以外	203	216	232	232	239

- (注) 1 高等学校及び特別支援学校については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第30表 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局	62(26)	73(32)	77(45)	107(40)	126(59)
教育委員会	25(7)	27(2)	28(8)	41(13)	40(19)
警察本部	67(48)	80(63)	87(67)	108(87)	92(73)

- (注) 1 当該年度に新たに育児休業を取得した職員数である。
 2 当該年度に育児休業が取得可能となった職員のほか、当該年度の前年度以前に取得可能となり、当該年度から育児休業を取得した職員数を含む。
 3 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 4 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第31表 男性の育児休業取得率

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局	37.3(25/67)	40.3(27/67)	65.6(40/61)	87.5(35/40)	90.6(58/64)
教育委員会	25.0(7/28)	7.7(2/26)	22.9(8/35)	31.7(13/41)	61.3(19/31)
警察本部	31.1(28/90)	85.1(63/74)	63.2(60/95)	70.4(50/71)	67.9(53/78)

- (注) 1 当該年度に育児休業が取得可能となった職員の内、当該年度に育児休業を取得した職員の割合である。
 2 ()内は右側が当該年度に育児休業を新たに取得可能となった職員数、左側が当該年度に実際に育児休業を取得した職員数である(単位：人)。
 3 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第32表 子の看護休暇の取得状況

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局	474(289)	536(321)	585(346)	663(398)	686(403)
教育委員会	392(185)	426(201)	444(205)	565(262)	547(265)
警察本部	174(133)	208(155)	235(174)	356(288)	382(288)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 時間外勤務が1か月に100時間以上の職員に対する産業医等の面談の状況

(単位：延べ人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局	121	163	160	85	85
教育委員会	4	4	6	7	9
警察本部	1	11	1	16	35

- (注) 1 時間外勤務が1か月に100時間以上となり、産業医等の面談を受診した人数である。
 2 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 3 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間以上となった教員の数を含む。

第34表 在職死亡者及び長期療養者の状況

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知 事 部 局	在職死亡者	5	0	4	1	3
	長期療養者	69(2.5%)	93(3.4%)	101(3.6%)	91(3.2%)	78(2.7%)
	うち精神疾患	52(1.9%)	71(2.6%)	76(2.7%)	73(2.6%)	56(2.0%)
教 育 委 員 会	在職死亡者	2	1	1	1	0
	長期療養者	60(2.7%)	52(2.5%)	49(2.4%)	50(2.4%)	51(2.5%)
	うち精神疾患	44(2.0%)	37(1.8%)	32(1.5%)	35(1.7%)	39(1.9%)
警 察 本 部	在職死亡者	1	1	0	0	0
	長期療養者	18(1.2%)	16(1.1%)	15(1.0%)	15(1.0%)	21(1.5%)
	うち精神疾患	10(0.7%)	7(0.5%)	9(0.6%)	3(0.2%)	5(0.4%)
合 計	在職死亡者	8	2	5	2	3
	長期療養者	147(2.3%)	161(2.6%)	165(2.6%)	156(2.5%)	150(2.4%)
	うち精神疾患	106(1.6%)	115(1.8%)	117(1.8%)	111(1.8%)	100(1.6%)

(注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により30日以上休業(病気休暇を含む。)した者の実人数である。

2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

3 ()内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては、調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

第35表 健康相談件数の状況

(単位：件)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知 事 部 局		1,656	2,560	2,452	2,319	1,842
うちメンタルヘルス相談		1,435(86.7%)	2,389(93.3%)	2,414(98.5%)	2,201(94.9%)	1,650(89.6%)
教 育 委 員 会		682	804	1,049	1,083	629
うちメンタルヘルス相談		586(85.9%)	676(84.1%)	930(88.7%)	965(89.1%)	522(83.0%)
警 察 本 部		229	216	143	292	202
うちメンタルヘルス相談		53(23.1%)	41(19.0%)	44(30.8%)	73(25.0%)	42(20.8%)

(注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。

2 ()内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。

3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

5 人事院勧告・報告関係資料

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や激しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ⇒ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給 官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

- 俸給
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置